

第一三章 森林文化論

一 森林文化論の提唱

1 林業白書の森林文化論

平成六年度林業白書は、特集テーマを「森林文化の新たな展開を目指して」とし、「我が国やヨーロッパ諸国においては、森林や木材との密接なかわりのなかで、森林を保全しながらこれを有効に利用していくための知恵やその結晶としての技術、制度及びこれらを基礎とした生活様式が生まれ、現在まで引き継がれてきた。この報告では、これを端的に『森林文化』と呼ぶこととする。このような意味での『森林文化』は、(中略)人類と森林との『共生』関係や『循環』作用の認識が基礎となって形成されるものである。」と述べている。

「共生」を、「森林と人間との関係は、生活資材としての木材や水などを森林に依存し、森林からの恵みによって多くの文明が発達したことを考えれば、『共生』の関係にあると考える。」と説明し、「循環」を、「森林の生物生産機能が基本となり、森林内では、物質の『循環』が行われると同時に、森林が物質循環の媒介も行い、国土の保全、水源のかん養のいわゆる公益的機能を果たすことが可能となった。」と説明している。

具体的な「森林文化」として、伝統的な木造建築・生産用具・日常用品・芸術作品の類いから、近世の森林保全の思想・技術、明治以降の施業技術・施業案制度、保安林・保護林制度、治山事業、そして最近の流域管理システ

ム、山村と都市住民との交流といった、多様な民間の活動と行政施策・事業のすべてがあげられている。そして、森林文化の担い手である山村の過疎化の進行、林業・木材産業の不振により森林の管理も思うに任せぬ状況にあり、森林の機能維持が困難となった。いま「共生」「循環」の回復に向け、国民参加による新たな「森林文化」の展開を提唱するという内容になっている。

2 筒井迪夫の森林文化論の提唱

筒井迪夫は、森林文化を「森林と人間との交流から作りだされた文化現象(森林文化)は、法制度に、経済組織に、社会慣行に、文芸に、生活の中にあらゆる部面にわたってあらわれています。長い歴史を持つ日本文化はこうして創られてきたのです。」(『森の巡礼』地球社、一九七七年)と述べた。私の知る範囲では、これがいうところの「森林文化論」の最初の提唱になる。環境問題に関心が集まり、自然志向が強まってきた折から、筒井と後記する菅原聡、北村昌美ほか林学研究者による森林に関連する著書の出版が相継ぎ、一般向けの平易なテーマと内容で森林の美的・文化的効用を紹介する役割を果たした。

筒井が、歴史・制度に関して多く言及し、菅原・北村は自然誌を多く記している。それに留まらず、現代の森林・林業の状態をそれぞれが「森林文化」に含意させるものに関連づけ、現状改善の提案を行っている。それが「森林文化論」となるわけである。それらを、各著書の引用やその要約を示すようにし、みてみることにする。

筒井は、「森林文化」は、人間と森林がひとつに融け合っつくりあげた文化であり、「自然」としての森林(山と木)を畏れ、尊び、愛し、その森林の自然性を活かすことに人間の生きがいを見出し、また、その山と木を人の

暮らしの中で活かす方法や仕組みをつくる関係のことである。そしてこの関係をつくり維持するために投じた精神的営為（知恵や工夫）の総体が「森林文化」だと言う（『森林文化への道』朝日選書、一九九五年）。筒井は、西欧の物質文明が、物質的な豊かさをくり上げたが、同時に自然破壊と人間疎外の現象を生み出した。「人間性回復の途は、自然と一体になり、自然に保護される人間の在り方を確立する以外にないだろう。」（筒井迪夫『森の巡礼 その文化と人を訪ねて』地球社、一九八二年）。そして、「自分達の周囲の森林の意義を知り、将来にはたす役割を考え、新しい森林文化を創ることに情熱を傾ける人達によって、これからの山村の発展が期待されるからである。」（前掲『森林文化への道』）と言う。

森林に対する人間の一体的な関係性を重視しているのが、森林文化論の特徴である。この点、花粉分析による生態系遷移研究で独自の業績を残している安田喜憲は、筒井の著書を引用し賛意を表しながら、過度の人工林化を戒め自然生態系重視を言う具体的提案を行っている（安田喜憲『森林の荒廃と文明の盛衰』思索社、一九八八年）。

筒井は、森林の持つ機能を総合的に完全に発揮するようする必要がある。それは、人間による適正な取り扱いと目的に適した技術（森林の地力を破壊しない生産を行い、自然性を尊重した技術を施すこと）によってしか十分に実現することができない（筒井編著『明日の木と森』地球社、一九八四年）と、林業技術を評価する観点を示している。

安田喜憲『森林の荒廃と文明の盛衰』は、その副題「ユーラシア大陸東西のフィールドから」に相応しく、「東洋的風土学」―和辻哲郎の「風土」、梅原猛の日本文化論、鈴木秀夫の風土論（鈴木秀夫『森林の思考・砂漠の思考』NHKブックス、一九七八年）の紹介から始まり、独自の花粉分析による生態系遷移研究からいくつかの樹林帯の文明の盛衰と画期を明らかにする文明論を展開しており、風土・生態系研究の立場から「森林文化論」を見

渡す文献となっている。

3 菅原聡の森林文化論

西欧式の近代化が自然破壊をもたらしたという理解は、筒井、北村、菅原の森林文化論に共通している。菅原は、「今の私たちには、それぞれの生活領域のなかに、近代西欧文明の流れのなかでの画一的な森林をつくるのではなくて、それぞれの風土に適し、それぞれの生活様式に合った、慣れ親しめる森林をつくっていくことが要請されている。すなわち、新しい日本文化としての森林をつくり上げていかななくてはならないのである。」そのため、「何か新奇なものなどと探し回るよりも、かつての時代には普通に見られていた伝統的な日本文化としての森林の見直しをすることが必要になっていと思う。」（『日本文化としての森林―森林との共存を求めて』『山林』一三五六号、一九九七年）と述べている。

菅原はその編著『森林 日本文化としての』（地人書館、一九九六年）の「はじめに」で、「微妙に変化するわが国の多様な多彩な森林風景によって磨かれてきた日本人の技術は、風趣とか風韻といった自然に対する感覚の鋭さのなかで育てられ、日本人はきわめて繊細で緻密な技術に基づいて日本文化を展開させてきた。こうして伝統的な日本文化は、アミニズムを基底とし、繊細な技術によって聖なる美を創り上げ、自然性と風土性の高いものとして育まれてきたのである。」

このような伝統的な日本文化としての森林は、わが国社会の近代化のなかで大きく姿を変えるようになった。西欧から受け入れた近代的な自然観は、自然を心のない物と考えるものであったから、近代的な森林観によって自然

科学的な手法で人手が加えられるようになった森林は、単なる物になってしまつて、人間との精神的なつながりが断ちきられ、伝統的な日本文化としての森林の崩壊が進んだ。」と述べた。

4 北村昌美の森林文化論

北村においては、森林文化というのは、森林や木材の恩恵によって生み出される文化を意味していない。文化的な背景のもとに創り出される森林と森林景観、それらをめぐる国民生活、このすべてを包括したものをさしている（『森林と文化』東洋経済新報社、一九八一年）。この点菅原に共通している。

北村はドイツ林学導入の功罪を、次のように言っている。

わが国の林業技術はスギを主とする針葉樹の人工植栽を中心に発達してきた。それが功罪ともに生んだ。西ドイツをはじめヨーロッパ諸国の多くの森林は、いったん消失の危機にさらされてから回復したのである。わずか二〇〇年の林学と林業技術がそれをなすとげた。わが国には、ヨーロッパの単純な処方箋をあてはめることは困難であろう。にはない。わが国の森林生育のごく複雑な過程に、ヨーロッパの単純な処方箋をあてはめることは困難であろう。

わが国の林学や林業技術の多くがドイツから導入された。そのさい、あまりに先を急ぎ過ぎたためか、文化史としての側面を取り残してしまつた。ミシエル・ドヴェーズ（猪股禮二訳『森林の歴史』白水社クセジュ文庫、一九七三年）のいう「人間と森林との親密な協力」などは望み得なかつたのである（前掲『森林と文化』）。

自然は客観視されるものといった考え方に驚き、その考え方の結果として、系統づけられた自然科学の体系が生まれたことに驚嘆した。しかしながら、この科学思想の根底に、従来の日本人の対自然の姿勢とは、全く相反した

西欧の自然観がひそんでいることまでは気づかなかつた。従来、日本人がいだいていたような自然との一体感を否定し、自然を人間とは別のもの、さらには人間の下にあるものと位置づけた西欧の思想である。自然を人間の下にあるものと位置づけて、はじめて科学の対象としての自然が認識され、そのうえで自然界における因果関係が究められるという思想は、根本的に日本人の対自然の思想を変えてしまつたのである（『森林と日本人 森の心に迫る』小学館、一九九五年）。

日本の国有林経営について言つたものだが、ヨーロッパの森林の多くが人工林であり、人工林化の思想が日本の国有林経営に影響を与えたという指摘は重要である。国有林は、放牧・採草地に大規模に人工造林を進めた。有永明人は、国有林の人工造林主義とドイツ林学との関連を詳細に論証している（有永明人「近代林学と森林施業」『季刊・科学と思想』八一号、一九九七年）。

近代林政の確立過程について、萩野敏雄が実証的研究を行っている（『日本林政の基礎構造』日本林業調査会、一九八四年）。筒井は、国有林の法正林思想と施業技術（施業案）の検討を行い、「人間の生の論理を中心とする政策」が課題と言っている（筒井迪夫『日本林政史研究序説』東京大学出版会、一九七八年、同「日本林政史研究序説」日林論九三、一九八二年）。

5 樹林帯文化論ほか

「森林文化」という語は、市川健夫・斎藤功『再考 日本の森林文化』（NHKブックス、一九八二年）のように、「風土論」の分野で使われてきた。

この森林文化論は、上山春平編『照葉樹林文化』（中公新書、一九六九年）、「はしがき」によれば、縄文文化を日本から中・南シナを経てヒマラヤに及ぶ「照葉樹林帯」という生態系の設定を前提とする「照葉樹林文化」の一環としてとらえる「仮説」によっており、縄文時代の農耕文化、固有信仰などを問題にしている。縄文文化を問題にする論拠は、次のようなものである。

新しい文化は、古い文化の継承の上に、それを前提として成り立つものである。今日の日本文化の表層をなしているものは、「産業革命」によってひきおこされた生産方法の根本的変革に起因するさまざまな変革の産物であり、ヨーロッパの色彩が濃厚であるが、一皮むけば、その下にはシナ文化の色彩のつよい独自の農業社会的文化があり、さらにその下には、無土器文化とか縄文文化の名で知られる農耕以前の狩猟採集的文化があつて、いくらか変形をこうむりながらも時代を越えて生き続ける（上山『前掲書』）。こう言っている。

なお、前記市川・斎藤の著書のなかで、近年までの森林と結び付いた日本人の生活、農業、森林風景、建築材、林業生産、山の幸、落葉広葉樹林、民具、動物と狩猟、民族行事と広汎にわたる記述があり、最後に「モンソン・アジアの中でも植生に恵まれていた日本列島は、典型的な森林的風土である。この森林的風土の多様性が、多神教を生む基盤となり、一方では異質の文化を抵抗なく受け入れていく、包容力のある柔構造を形づくったのではあるまいか。」と括弧している。菅原・北村の森林文化論は、この「風土論」や仏教思想へ還れと説く梅原猛『日本文化論』（講談社学術文庫、一九七六年）の系列のものになる。

焼畑の実証的研究で知られる佐々木高明の著書は、農耕文化・樹林帯文化論研究の重要文献である（『日本の焼畑』古今書院、一九七二年、『日本文化の多重構造 アジア的視点から日本文化を再考する』小学館、一九九七年）。菅原・北村の「森林文化論」に対して、小林裕は著書『「森林文化論」とキリスト教』（キリスト教図書出版社、

一九九七年）で、一部の森林文化論にみられる、キリスト教・西洋・人間と自然の対立的関係、仏教・東洋・人間と自然との融合的關係という二元論的構図を批判した。小林は、福岡克也『森と水の思想』（世界書院、一九八三年）なども紹介し批判の対象としている。この小林の著書の書評を片平修一が書き、自ら森林文化論批判を展開している（『林業経済』五八六号、一九九七年）。

四手井綱英『森林』（法政大学出版局、一九八五年）は、「森林文化」という語を使わないが、ヨーロッパと日本の自然観の対比の記述もあり、森林や木の文化に関する包括的な案内書であり、森林文化論の書であるといふことができる。

他に、遠山富太郎『杉のきた道』（中公新書、一九七六年）のような佳書も森林文化論の書と言える。その中に、農業経営学の大槻正男の「杉の木」（『文芸春秋』昭和四二年一〇月）のことが書かれている。大槻は「水稲と杉の二者無くしては、今日のわが国の如き発展の、人的並に物的基礎はつくられなかつたであろう」と書いた。学校・神社建築に安く豊富なスギ材が用いられたのを言うのだが、それは、森林文化論そのものである。明治時代のベネトセラ、志賀重昂『日本風景論』（講談社学術文庫、一九七六年）は、日本の風景を「瀟洒・美・跌宕」と表現し、文化論ともなっている。

二 近代化というもの

1 戦後の変化

「森林文化論」には、共通して、近代化によって変貌を遂げてしまった、かつての森林の状態の再認識を促し、森林を敬愛し森林と一体化する心の強調がみられる。だが、「近代化の波によって流し去られ」たものは、多様な森林の利用であった。人々の生活と生産活動に基づく、農耕地と森林と家屋と、独特の農山村の景観が各地で見られた。これらを復元する試みが各地でみられるが、森林は成長遷移するため、ある形で維持管理することが難しい。森林の変貌の根底には、経済変動や法制度の問題とか、都市・農山村の様々な人々の活動の空間的な広がりとその時間的な積み重ねがあり、かつての森林の広範囲の再生や法制度の部分的な復元は難しい。

「自然との共生」につき、いくつかの文献をあげておこう。

「自然との共生」という課題に必要であるのは、山村の労働の自発性の視点ではないか。自然と労働の交流、村人と人との交流のなかで、自然の様々な機能から多様な価値をひきだしながら、村人は労働と生活をつくり、同時にその過程を通して、自然の含む価値を豊かにし自然のもつ諸機能を多様化していく。自然の多様性は、自然と労働の自由な交流を獲得しながら自分達の労働と日常をつくりだそうとする村人の労働の自発性日常によって支えられるのである。

ここに自然との共生をとらえていく視点がある。自然との共生は、自然保護の心構えや制度、仕組みの変更によつてのみ実現されるのではない。自然と労働の自由な交流を獲得しつづ自分達の労働と日常をつくりだす主体の中に、自然との共生の可能性は生まれてくる。」(竹内静子「森林・山村の労働社会学」内山節編『《森林社会学》宣言』有斐閣選書、一九八九年)。

また、「従来の環境倫理思想が、人間の『生業』という営みをきちんと見つめることができず、自然とのかかわりが比較的大きく、自然をよく知っているはずの人たちの『生業』の営みと、現在の産業社会の中における人間と

自然から収奪しているような営みとをきちんと分けて考えることのできない背景には、その思想が依拠している人間と自然の二項対立的な図式があるのではないだろうか。」「これはよく誤解されるように、西洋的自然観が、人間と対置し、切り離れた自然概念を想定していたのに対して、東洋においては自然と融合した自然観を持っていたという次元の問題ではない。」「人間中心のか否かという議論は、人間が自然を収奪できたり、少なくとも中心になりうるることができる技術力を獲得してはじめて可能になる議論のように思える。それは、主として近代になってから、科学技術の力を借りて、いかにも自然を征服してコントロールできるかのような幻想をわたしたちが持つようになってからの発想である。」と鬼頭秀一は書いている(鬼頭秀一『自然保護を問いなおす』ちくま新書、一九九六年、一一九頁)。

筒井・菅原・北村の森林文化論には、共通して「西欧式」近代化の批判が根底にあるわけで、日本の近代化の特質を次ぎにみることにする。

2 近代化政策について

近代化は、かつて林業経済論が追い求めてきたテーマであり、林業における資本主義的な展開の理論と歴史的分析をその内容とし、さまざまな議論が行われた。その「歴史的発展段階説」と言うべき論理の内容・問題点については本書別項に譲り、わが国の近代化の出発点である明治の改革について、欧米制度との関係を中心にみてみることにする。

近代化は、まず土地所有の変革の上に進行する。それがどのような性格のものだったか、丹羽邦男『土地問題の

起源』によりみてみよう。

明治維新の改革を担った「開明的官僚」は、「近代的土地所有というものを、欧米書から学び、また欧米に留学し親しく実見することもなかったために、きわめて観念的・教科書的に、よくいえば理想主義的に考えていた。」

「近世の農民・山の民・漁民らの土地利用は、共同体結合のなかで、耕地（あるいは林地・漁場）の生産を他の土地の存在が助けるといった有機的な関連をつくっており、この再生産システムを支えていたのが、彼らの土地所有であった。したがって、その土地利用と土地所有とは分かちがたい性質のものであった。そのために、私的所有地といっても多かれ少なかれ共同地的性格を帯びていたのである。」「このような土地所有—生産手段である土地の支配関係に対し、地券交付・地租改正による『近代的土地所有権』の強行的な実現は、破壊的な作用をおよぼした。」

「土地所有の絶対的優位が法的に保障されることで、これまで商業金貸資本による土地の私的所有の展開を抑制してきた共同体規制の枠が外され、地主的土地所有展開の道が拓かれた。」わが国の近代的土地所有権においては、農民でなくとも誰でもよい「個人」の私的所有を対象とするものであることが強調され、一村持、一村総持の範囲を極力狭め、官有地への大量編入が図られた。そして土地所有者が土地を自由にする権利が一方的に強調された。「土地所有権の絶対的な強さをいささかでも削ぐような土地利用慣行は、すべて旧来の弊習として廃棄が意図された。」

こうして、土地は、その所有権に対する手厚い保護によって、当時の日本における最も確実な私有財産となるにいたった。」（丹羽邦男『土地問題の起源 村と自然と明治維新』平凡社選書、一九八九年）。丹羽は、この著書を、「今の土地問題は、わが国の近代社会の成り立ち方に端を発している」と結んでいる。

この近代化過程が、寄生地主制形成の道をひらき、農山村は低賃金労働力の供給源となり、人工造林の進展の条件を作った。第二次大戦後の改革と高度経済成長がその基盤を突き崩し、林業はその安定的な基盤を失うことにな

る。

日本の近代的土地所有権の性格については、川島武宣『所有権法の理論』（岩波書店、一九四九年）、篠塚昭次『土地所有権と現代 歴史からの展望』（NHKブックス、一九七四年）、福島正夫『日本資本主義と私法』（東京大学出版会、一九八八年）などを参照されたい。

これらに示されているように、日本の近代的土地所有権は、世界的にも特殊と言われる、単一所有、観念的、絶対的な性格を持たされることとなった。地租改正、林野土地官民有区分の強権的過程によって大面積の官林を設置し、民法制定を経て国家の私的所有としての国有林を制度としても組織としても確立し、その土地資源を基に国有林経営を開始するのである。資本主義の確立期に当たる明治三〇年前後に、民法、砂防法、河川法、森林法、国有林野法が制定され、治山治水、森林造成の法制が整い、大規模に自然改造が進められる。

さらに、次のような記述を紹介しておく。

富山和子は、その著『水と緑と土』で、明治初期の治水技術に関し、ヨーロッパ近代科学の理論や技術を、いかにして日本に適用させ生かすべきか。明治政府に招かれた外人技術者の中にはこうした精神をふまえて指導に当たろうとした者は数多い。しかも、自国の技術遺産も自然的条件をかえりみることなく、それら先進国から目先の技術だけをもぎ取って直輸入しようとしたのは、むしろ日本人の側であったと述べた（富山和子『水と緑と土』中公新書、一九七四年）。

二年のフランス留学を経て、高校国語教師代田敏一郎は著書『木の国・石の国』（みすず書房、一九八三年）で、「日本はあらゆる部分で西洋の文物知識をとり入れ西洋に追いついていった。ただ社会の根幹となった家族制度、天皇制国家主義はそのままであり、内面において意識の奥深いところでは自由主義も民主主義も受け入れなかった。

輸入文化は意識の表面を波うって流れた。」と書いた。

近代化の問題は多くの分野での課題であって、例えば、社会学理論の富永健一著『日本の近代化と社会変動』は、近代化を経済、政治、社会、文化における近代化について検討している（富永健一『日本の近代化と社会変動』講談社学術文庫、一九九〇年）。

富永は、そこで、経済的近代化 産業化について「日本において産業主義はあくまで西洋からの文化伝播の産物であるが、日本人はこの輸入された産業主義から、西洋文化に固有な功利主義的個人主義を切り離して、これを国家目標として位置付けることによって自国の伝統的文化と巧みに接合した。」「換言すれば、産業主義を、経済的価値そのものとしてよりも、むしろ達成すべき国家目標（「富国強兵」）、すなわち集合主義的価値として位置付けることを意味する。このような方式により産業主義の受容を政治的価値の優位という日本の伝統的な価値体系の中に融合させることが可能になる。」述べている。

私は国有林成立・経営展開の過程をみているが（「今後の森林資源管理の展望―国有林問題を中心にして」『林業経済』五八八号、一九九七年）、富永の記述は強く首肯するところである。今後の国有林経営の方向について、新たな経営理念を見いだす必要がある。文芸評論家加藤周一は「近代日本の文明的的位置」（加藤周一『日本人とは何か』講談社学術文庫、一九七六年）で、「西洋から独立し、並行して発展した日本の『近代』は、実質的には、しかしもつとも目立たない形で、そこにあるといえるだろう。そしておそらく他にはないのだ。」と述べている。

「もともと日本の土着的なものと言っても、らつきょうの皮をはぐみたいに縄文文化までさかのぼってみれば、いずれはどこから来たものでしょう。日本民族自身にしてもどこから渡来したわけでしょう。何が土着ですか。

外来対土着という二分法を根本的に打破しなければいけない。アメリカだってヨーロッパだっていいじゃないですか。どんどん食欲に毒を吸収して、その上で出てくるナショナリズムが本当のものです（丸山真男『点の奇跡』『丸山真男集第九巻』岩波書店、一九九六年）。こういう個性の主張も読んでみるよう薦めたい。

フランスの文化地理学者オギュスタン・ベルクは、鈴木秀夫らの風土論を批判し、（自然《生態系》が文化を決定するという）「決定論の危険は明らかである。科学的視点から見れば、アナロジ―と因果関係を混同し、誤った認識を導く危険であり、倫理的には、歴史の教訓を忘れ、最悪の逸脱に扉を開く危険である。」「決定論は、自然科学の諸手続きも人間・社会科学の細心綿密さももの見事になおざりにして生き続けている。」と言う。「文化も社会も、具体的な風土を形成する。場と空間の結合から独立しては存在しないこと、風土は同時に自然的かつ人工的、物質的かつ観念的なものであって、こうした性質は分かち難く存在している。」（オギュスタン・ベルク『風土の日本』ちくま文芸文庫、一九九二年）。

これら文献や多々ある近代化論を扱った文献を読み、近代化が森林文化論の中で幾人かがいうような感覚的な、また単純な問題でもなく、今後どうしたらよいかという問題についても、多くの問題が係わっていることを知る必要がある。

3 欧米との対比

安田喜憲がこう言っている。「過去において一神教のキリスト教は森を破壊し、植民地をつくり、植民地の人々を奴隷として酷使した暗い歴史を持っている。しかし現在において、キリスト教の国々は、地球環境の保護におい

て先進国になっている。その典型がドイツである。地球環境保護に対する一神教的なアプローチとは、この地球の有機的生命世界を秩序だてて正しく治める人間の責務を強く自覚する所から出発しているといえよう。」（安田喜憲『森を守る文明・支配する文明』PHP選書、一九九七年）。

欧米と一口に言っても、国によって多くのことが異なっていることは言うまでもない。

「とりわけ日本の場合と比して特徴的なのは、ドイツでは土地の利用規制が統一のかつ総合的な計画体系に基づいて行われうるような法制度が出来ている、ということである」（稲本洋之助ほか『ヨーロッパの土地法制度（フランス・イギリス・西ドイツ）』東京大学出版会、一九八三年）。

わが国でも林地所有権に対する社会的規制を保安林制度にみることはできる。森林法は、民法の特別法として、林地所有権に対して制限を課するものである。ただし、禁止条項を一部の保安林以外には持たず、法としての実効性に問題があると言われ、保安林指定もなかなかできないという問題もある。林野利用の計画制度や社会的規制につき検討すべき時期にきている。

4 フロンティアの拡大

日本の近世は鎖国の特殊な時代だった。アジアの他の地域やヨーロッパでも、江戸時代ほど有限な資源に直面した時代はなかった。これは、大石慎三郎・中根千枝『江戸時代と近代化』（筑摩書房、一九八六年）からの引用だが、それは、大勢の研究者の報告と討論をまとめた多面的な江戸時代研究書であり、現代の社会慣行・文化などの数々の源流を近世に探る興味深い文献である。

資源問題の解決は経済近代化の重要な課題である。西欧では植民地の拡大によって木材資源を確保することができた。日本でも明治中期以降植民地獲得と外国貿易という形でフロンティアが拡大し、国内の森林が保護されることとなる。このような経過・条件も当然無視することはできない。現在では、日本は世界最大の木材輸入国となっていて、世界的な森林破壊を惹起している。一方、国内森林は、とくに人工林が管理不良の状態に陥っている。一国の森林の状態は、その国の文化の水準を表している。ましてや、外国の森林破壊を引き起こしているのは、わが国文化水準の低さを物語っている。

（福島康記）